

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年12月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300232号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300034号

第1 結論

1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)C出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和32年11月1日から同年7月17日に訂正し、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和32年7月17日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和32年7月17日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社D出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和36年4月22日、喪失年月日を昭和39年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、昭和36年4月から昭和37年9月までは2万2,000円、同年10月から昭和38年9月までは3万3,000円、同年10月から昭和39年10月までは3万6,000円とすることが必要である。

昭和36年4月22日から昭和39年11月16日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和36年4月22日から昭和39年11月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和32年7月17日から同年11月1日まで

② 昭和36年4月22日から昭和39年11月16日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、昭和28年4月1日から昭和49年に退社するまで、A社及び同社と合併したE社に正社員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①に勤務していたA社C出張所、請求期間②に勤務していた同社D出張所がそれぞれ被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、B社の事業主の回答及び陳述並びに同社から提出されたA社の社員名簿（写）から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間において、A社に継続して勤務（A社F出張所から同社C出張所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者の陳述及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、昭和32年7月17日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和32年11月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和32年7月17日から同年11月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録、B社の回答及び陳述、B社から提出されたA社の社員名簿（写）並びに同僚の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、当該期間において、A社に継続して勤務（A社G支社から同社D出張所に異動し、同社同出張所から同社H支店に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員名簿（写）、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び同僚の回答から判断すると、A社G支社から同社D出張所への異動日については昭和36年4月22日、同社同出張所から同社H支店への異動日については昭和39年11月16日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係る請求期間②前後

の事業所の期間及び当該前後の事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の請求期間②と同一期間のそれぞれにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から判断すると、昭和36年4月から昭和37年9月までは2万2,000円、同年10月から昭和38年9月までは3万3,000円、同年10月から昭和39年10月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和36年4月22日から昭和39年11月16日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間において、A社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番が見当たらないことから、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300264号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300035号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

請求期間①から④までにおいて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から請求期間①から④までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、B社の事業主は、請求期間①から④までに係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社が加入していたC健康保険組合は、請求者の請求期間①から④までに係る賞与の記録はない旨回答している。

さらに、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期限経過により請求者の請求期間①から④までに係る預金口座に関する記録はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。